令和８年１０月３０日

芦屋市監査委員　　阿　部　　清　司　様
同　　川　島　　あゆみ　様

芦屋市長　髙　島　　崚　輔

住民監査請求に係る勧告を受けて講じた措置等について

令和８年７月１７日付芦監報第７－１号住民監査請求の結果について、下記の通り措置又は措置方針の決定を行いましたので、通知します。

記

１　勧告の内容

公営企業管理者は、本件市有地、芦屋市奥池町１番 1269 に係る財産管理について、令和８年 10 月 30 日までに、次の措置又は措置方針の決定を行い、その内容を監査委員に通知すること。

なお、同日までに完了しない措置がある場合は、未完了となっている理由、今後の対応方針及び完了予定時期を併せて通知すること。

(1) 黒色フェンスに係る撤去又は原状回復の指導

黒色フェンスについて、設置関係者又は管理関係者に対し、期限を定めて撤去又は原状回復を求めること。

任意の撤去又は原状回復が行われない場合は、所有権に基づく妨害排除請求、行政財産の管理権限に基づく措置、その他法的手続の実施を検討すること。

(2) 灰色フェンスの設置経緯等の調査

灰色フェンスについて、設置時期、設置者、所有者、管理者及び存置の必要性を調査し、市有地管理上の位置付けを明確にすること。

(3) 立入り禁止方針に基づく管理措置

本件市有地について、立入りを禁止する方針であることを前提に、立入り禁止の理由、範囲、管理者及び問い合わせ先を現地に明示すること。

また、黒色フェンス及び灰色フェンスの取扱いを整理した上で、市の管理責任に

基づく適切な立入制限措置を講ずること。

２　勧告に基づき講じた措置又は措置方針

(1) 黒色フェンスに係る撤去又は原状回復の指導

黒色フェンスについては、令和９年３月３１日までに設置者に対し、撤去又は原状回復を求める。任意の撤去又は原状回復が行われない場合は、所有権に基づく妨害排除請求、行政財産の管理権限に基づく措置、その他法的手続の実施を検討する。

(2) 灰色フェンスの設置経緯等の調査

灰色フェンスの設置時期及び設置者は、資料が残存しないため、不明であるが、本件市有地内に存在し、市有地の管理上必要な工作物であることから、引き続き市による所有・管理を行うこととする。

(3) 立入り禁止方針に基づく管理措置

本件市有地は、無許可での立入りを禁止する方針とする。また、立入り禁止の理由、範囲、管理者及び問い合わせ先については、令和９年３月３１日までに現地に明示する。

本件市有地北側の黒色フェンスについては、設置者による撤去又は原状回復完了後、市有地の管理上必要なフェンスを設置することとする。

本件市有地北側の灰色フェンスについては、市有地の管理上必要な改修工事を行うこととする。

以　上